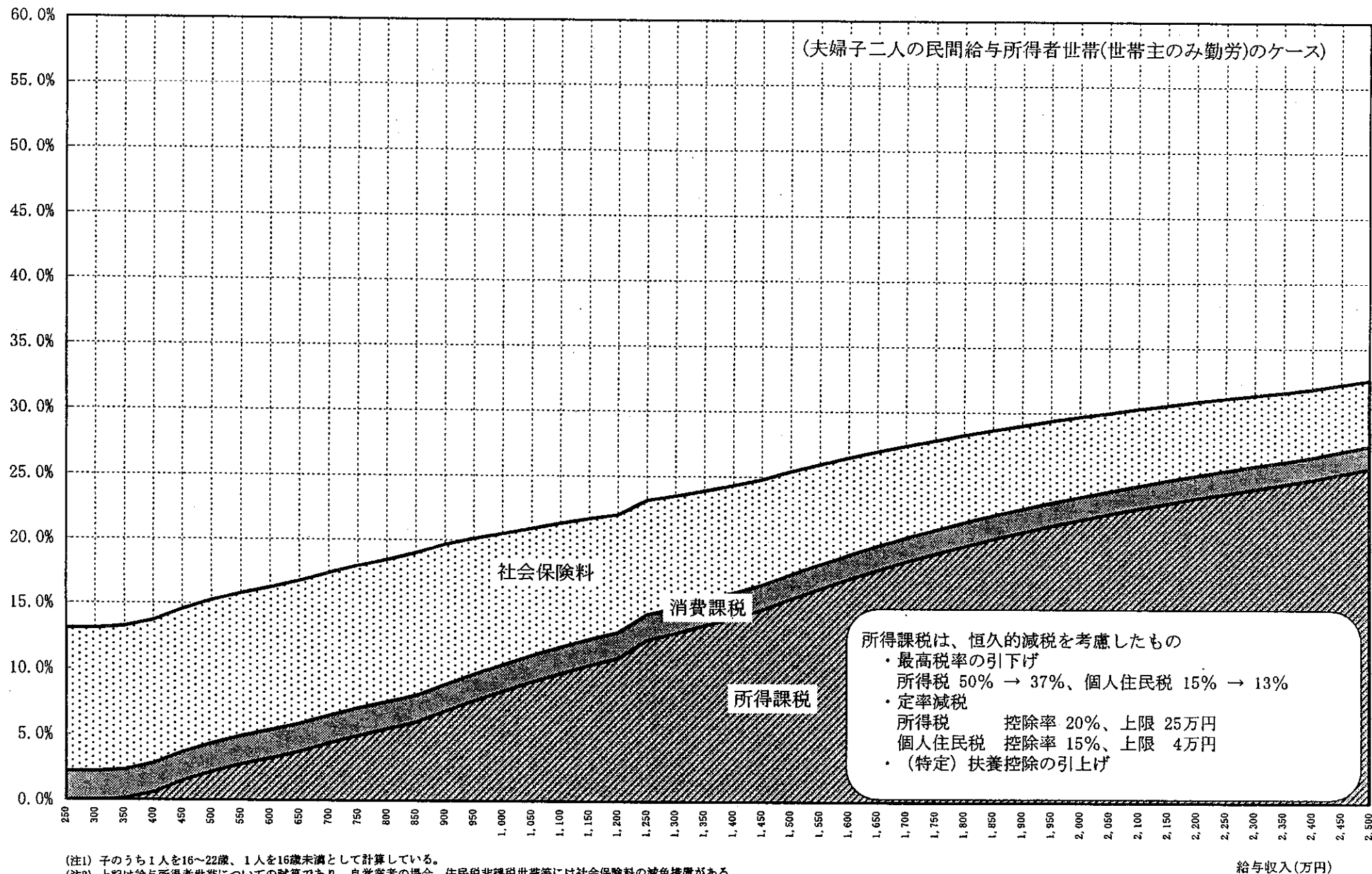




(注1) 子のうち1人を16～22歳、1人を16歳未満として計算している。

(注2) 上記は給与所得者世帯についての試算であり、自営業者の場合、住民税非課税世帯等には社会保険料の減免措置がある。

また、社会保険は提出に応じて給付を受ける仕組みとなっており、税制とは制度の趣旨が異なることに留意する必要がある。

(注3) 消費課税として、消費税を対象としている。

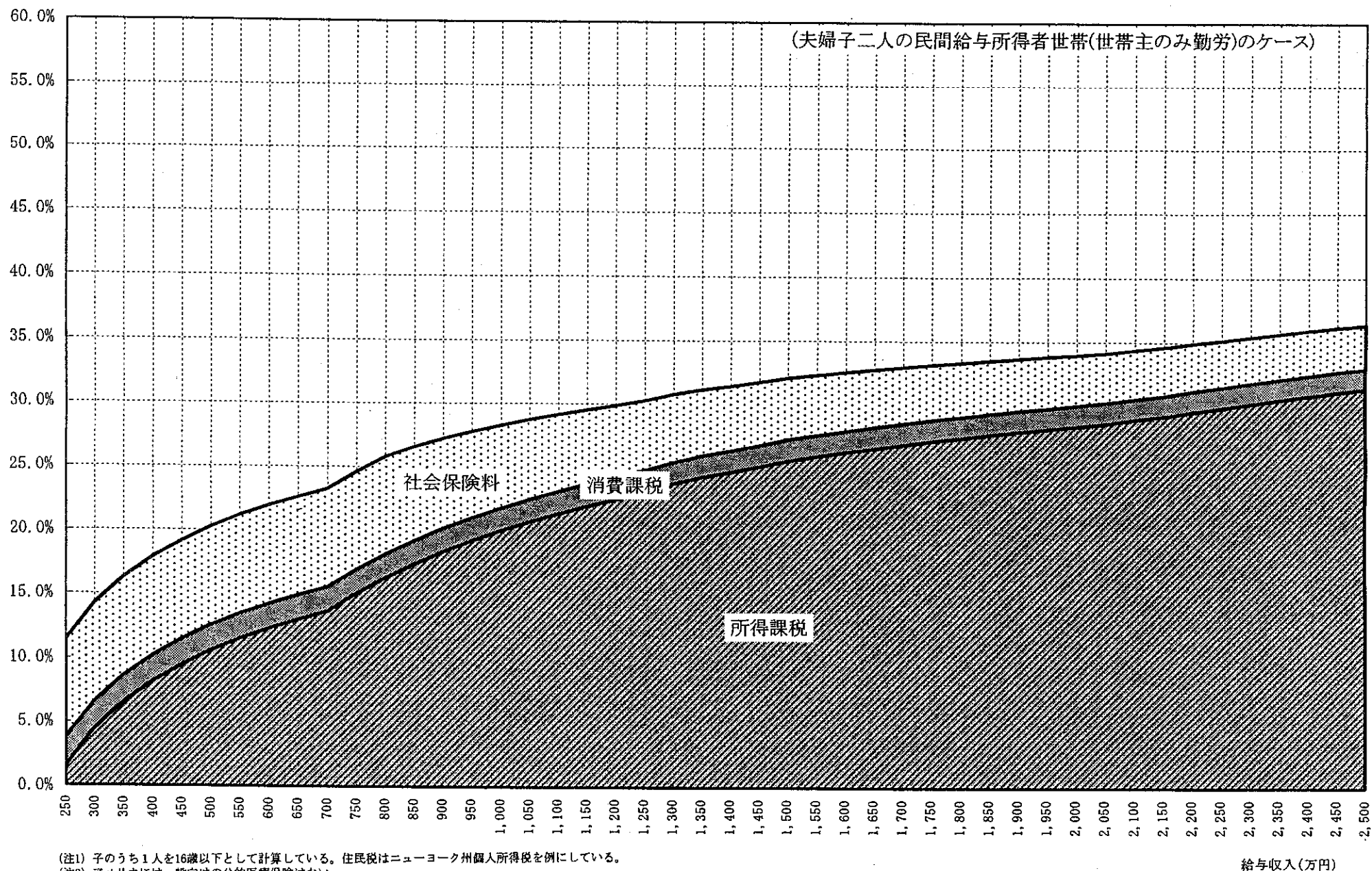
消費課税相当額については、給与収入から所得課税と社会保険料を引いた可処分所得に消費性向(一律75%を想定)を乗じて計算した消費支出と、各国の消費課税等の負担割合(消費課税等の税収を

SNA上の民間消費支出で割ったもの)を用いて計算している(各国間、収入階級間での消費性向の差異等は考慮されていない。)

1ドル=112円、1ポンド=180円

1マルク=60円、1フラン=18円

(夫婦子二人の民間給与所得者世帯(世帯主のみ勤労)のケース)



(注1) 子のうち1人を16歳以下として計算している。住民税はニューヨーク州個人所得税を例にしている。

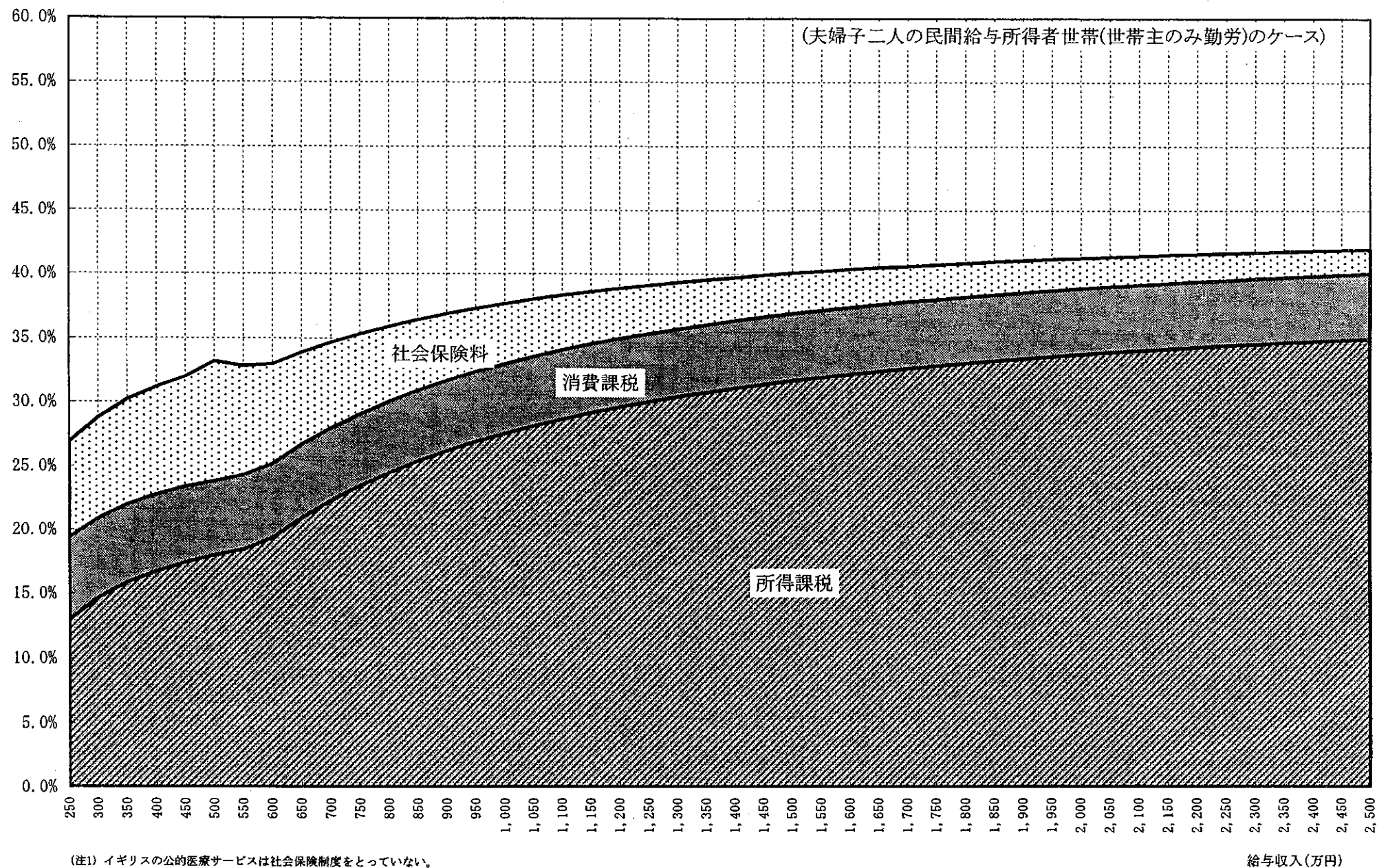
(注2) アメリカには一般向けの公的医療保険はない。

(注3) 消費課税として、州小売売上税を対象としている。

消費課税相当額については、給与収入から所得課税と社会保険料を引いた可処分所得に消費性向(一律75%を想定)を乗じて計算した消費支出と、各国の消費課税等の負担割合(消費課税等の税収をSNA上の民間消費支出で割ったもの)を用いて計算している(各国間、収入階級間での消費性向の差異等は考慮されていない。)

1ドル=112円、1ポンド=180円
1マルク=60円、1フラン=18円

イギリス

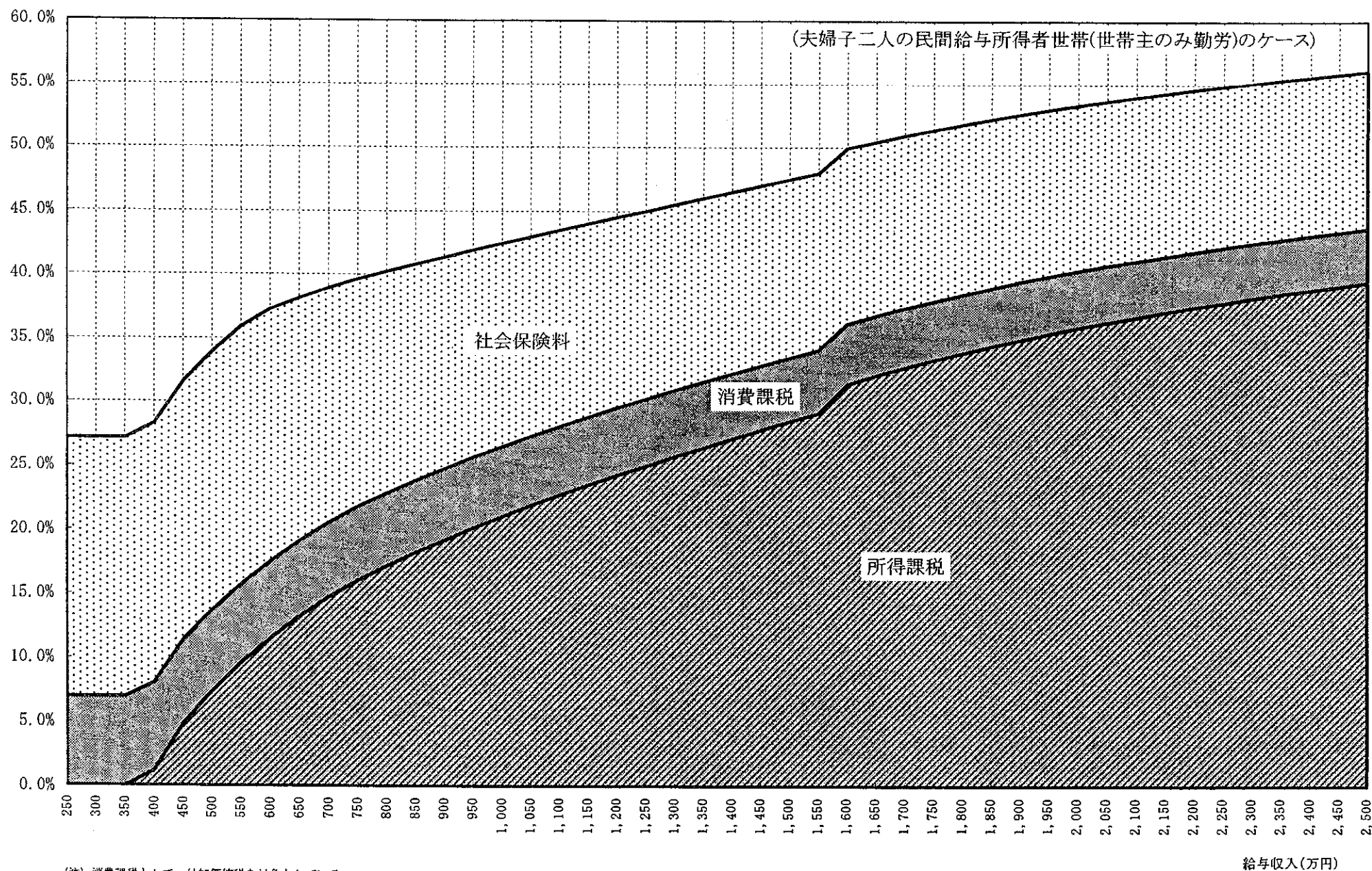


(注1) イギリスの公的医療サービスは社会保険制度をとっていない。

(注2) 消費課税として、付加価値税を対象としている。

消費課税相当額については、給与収入から所得課税と社会保険料を引いた可処分所得に消費性向(一律75%を想定)を乗じて計算した消費支出と、各国の消費課税等の負担割合(消費課税等の税収をSNA上の民間消費支出で割ったもの)を用いて計算している(各国間、収入階級間での消費性向の差異等は考慮されていない。)

1ドル=112円、1ポンド=180円
1マルク=60円、1フラン=18円

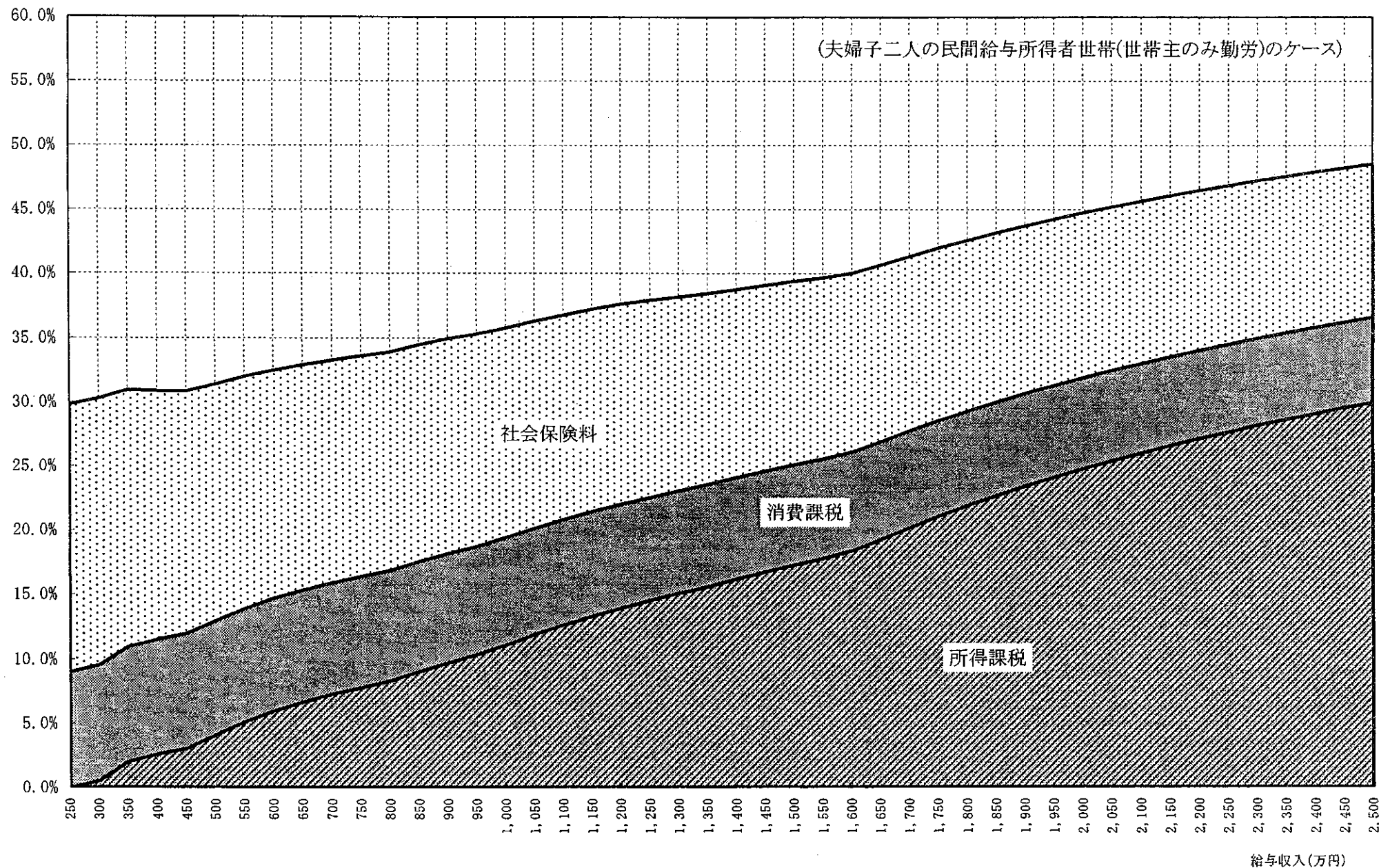


(注) 消費課税として、付加価値税を対象としている。

消費課税相当額については、給与収入から所得課税と社会保険料を引いた可処分所得に消費性向(一律75%を想定)を乗じて計算した消費支出と、各国の消費課税等の負担割合(消費課税等の税収をSNA上の民間消費支出で割ったもの)を用いて計算している(各国間、収入階級間での消費性向の差異等は考慮されていない。)

1ドル=112円、1ポンド=180円
1マルク=60円、1フラン=18円

(夫婦子二人の民間給与所得者世帯(世帯主のみ勤労)のケース)



(注) 消費課税として、付加価値税を対象としている。

消費課税相当額については、給与収入から所得課税と社会保険料を引いた可処分所得に消費性向(一律75%を想定)を乗じて計算した消費支出と、各国の消費課税等の負担割合(消費課税等の税収をSNA上の民間消費支出で割ったもの)を用いて計算している(各国間、収入階級間での消費性向の差異等は考慮されていない。)

1ドル=112円、1ポンド=180円
1マルク=60円、1フラン=18円